伊達市バリアフリー基本構想

平成 30 年 12 月

北海道伊達市

はじめに

わが国では、前例のないほど急速に少子高齢化が進むとともに、様々な生活形態に合わせた行政サービスが求められ、市民ニーズは多岐にわたっております。

本市におきましても、2017 年 3 月 31 日現在の高齢者人口は 12,280 人、総人口に占める割合は 35.2%となり、今後も人口が減少傾向を続けている中でさらに高齢化が進むことが見込まれます。また、ノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいを抱えている方が地域の中で生きがいを持ち、安心して暮らせるような環境が求められていることから、「伊達市高齢者保健福祉計画」や「伊達市障がい者計画」等を制定し、誰もが安心して暮らせる環境と、高齢者や障がいを抱えている方の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりを推進して参りました。

このような中、本市の道路をはじめとする公共施設は、建設から相当な年数が経過しており、まちなかにおける連続した一体的なバリアフリー化が求められています。この市民ニーズを満たしているとは言い難い状況を踏まえて、この度、「だれもが安心して自由に移動でき生活できるまちづくり」を基本理念とする『伊達市バリアフリー基本構想』を策定しました。

この基本構想では、道路及び公共施設を計画的・段階的にバリアフリー化し、暮らしの質を向上させるとともに、コンパクトシティの中心を担う市街地の安全性と利便性を最大限に活かすことで、「タウンモビリティ構想」の実現、まちなかの再生へと繋げていきます。また、バリアフリーの重要性について理解を深め、互いの間に生じる心のバリアを取り除き、誰もが社会参加しやすい地域にするため、「心のバリアフリー」につきましても重点をおいております。今後は、基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者などの関係機関と連携を図り、様々なご意見を伺いながら、市民の皆様が安心してまちなかを移動できるよう整備して参ります。

最後に、基本構想の策定にあたりまして、「伊達市バリアフリー基本構想策定協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート、ヒアリング、まちあるきなどにご参加・ご協力をいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げるとともに、基本構想の推進に今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 12 月

伊達市長　菊谷秀吉

目 次

1. 基本構想策定の主旨 1

1-1. 基本構想策定の背景・目的 1

1-2. 基本構想の位置づけ 4

1-3. 計画期間 4

2. 伊達市の概況と上位・関連計画 5

2-1. 伊達市の概況 5

（1） 人口 5

（2） 障がい者数 6

（3） 交通施設 8

2-2. 上位・関連計画 10

（1） 第六次伊達市総合計画 10

（2） 第 2 期伊達市障がい者計画 11

（3） 都市計画マスタープラン 12

（4） 都市再生整備計画 13

3. 移動等円滑化（バリアフリー化）の基本理念・基本方針 15

3-1. 基本理念 15

3-2. 基本方針 16

4. 重点整備地区の設定 17

4-1. 重点整備地区の設定要件 17

4-2. 重点整備地区の設定 19

5. 生活関連施設及び生活関連経路の設定 22

5-1. 生活関連施設の設定 22

5-2. 生活関連経路の設定 23

6. 重点整備地区の現状と課題 25

6-1. 重点整備地区の現状 26

（1） 公共交通 26

（2） 道路 30

（3） 建築物 35

（4） 交通安全施設 37

（5） グループワークでの意見 37

６-２．　重点整備地区の課題 38
（１）　公共交通 38
（２）　道路 38
（３）　建築物 38
（４）　交通安全施設 39
（５）　その他 39

７．バリアフリー化に向けた整備の基本方針 40
７-１．　公共交通の整備方針 40
７-２．　道路の整備方針 41
７-３．　建築物の整備方針 41
７-４．　交通安全施設の整備方針 42
７-５．　心のバリアフリーに関する方針 42

８．実施すべき特定事業者等に関する事項 43
８-１．　道路特定事業 44
８-２．　建築物特定事業 46
８-３．　交通安全特定事業 47

９．バリアフリー化の推進に向けて 48
９-１．　心のバリアフリー 48
９-２．　段階的で継続的な発展のために 51

参考資料 52

１．基本構想策定の主旨

１－１．基本構想策定の背景・目的

我が国では、少子高齢化※1による人口減少や働き手・担い手不足への対応が課題となっています。また、高齢者や障がい者なども含め、あらゆる人々が活躍できる社会を実現するための施策が求められています。そのような中で、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法※2」）が施行されました。

本市では、ノーマライゼーション※3の理念に基づき、障がい者が地域の中で安心して豊かでゆとりのある生活を送ることができる社会の実現を目指し、様々な分野にわたる障がい者施策を推進すべく、平成 19 年 3 月に「伊達市障がい者計画※4」、平成 24 年 3 月に「第 2 期伊達市障がい者計画」を策定しました。また、平成 21 年 3 月には、「食・教育・生きがい・環境」の 4 つのキーワードからなる重点政策を掲げた「第六次伊達市総合計画※5」を、平成 22 年 4 月には、「豊かな自然、歴史・文化が薫り、魅力ある活気みなぎるまち」を将来像とした「伊達市都市計画マスタープラン※6」を策定しています。これらの計画には、高齢者、障がい者の視点に立った交通バリアフリー※7の推進などが記載されています。

バリアフリー法や本市の上位・関連計画を考慮し、特に移動に関する取り組みについて具体化するために「伊達市バリアフリー基本構想」を策定します。

※1 少子高齢化：人口全体に占める子どもの割合が減り、65 歳以上の高齢者の割合が高まること
※2 バリアフリー法：高齢者や障がい者等が移動する際、もしくは施設を利用する際の利便性や安全性を向上させることで、公共の福祉の増進に役立てることを目的とした法律
※3 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方
※4 障がい者計画：市民との協働による、障がい者の自立と社会参加の実現及び地域生活の促進を目標とした計画
※5 総合計画：伊達市のまちづくりを明らかにする最上位計画
※6 都市計画マスタープラン：市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、将来ビジョンを確立し、地域別の将来像を定める計画
※7 交通バリアフリー：高齢者や障がい者等が、安心かつ安全に公共交通機関を利用できること

＞ 参考　バリアフリー法の概要

出典：国土交通省ホームページ

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務　など

旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

都市公園

建築物

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
○基本構想策定時の協議会制度
○住民等からの基本構想の作成提案制度

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

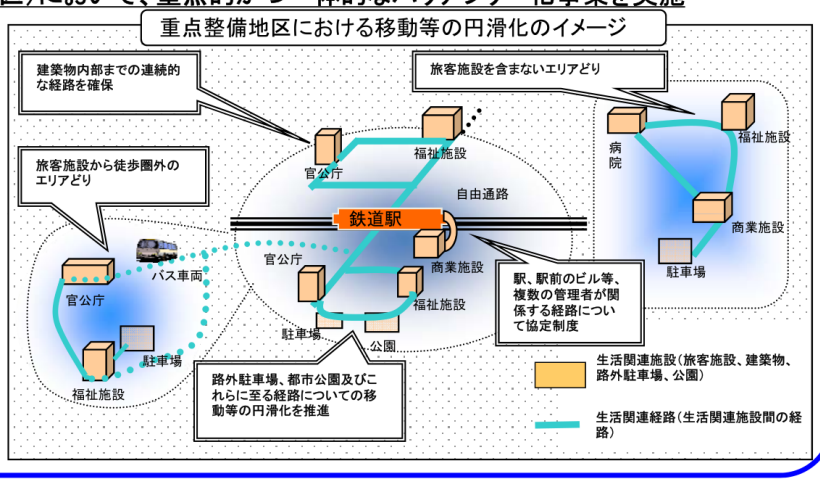

心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

＞ バリアフリー法の基本的枠組み

※国土交通省資料を参考

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針　等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載　等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例　等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

１－２．基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及びバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、上位・関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するものです。

バリアフリー法[平成 18 年 12 月施行]

移動円滑化の促進に関する基本方針
［平成 23 年 3 月改正］

根拠

上位・関連計画

・第六次伊達市総合計画 [平成 21 年]
・伊達市都市計画マスタープラン [平成 22 年]
・都市再生整備計画　中心市街地地区 [平成 26 年]
・伊達市地域公共交通総合連携計画 [平成 21 年]
・第 10 次伊達市交通安全計画 [平成 28 年]
・第３期伊達市地域福祉計画 [平成 27 年]
・第２期伊達市障がい者計画 [平成 24 年]
・伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 [平成 30 年]

伊達市バリアフリー基本構想

[バリアフリー法第 25 条]市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう務めるものとする。

特定事業計画の策定
伊達市バリアフリー基本構想に基づき、各事業者・管理者等が作成

１－３．計画期間

本基本構想の目標年次は、2022 年度に設定し、位置づけた事業等については目標年次までに達成することを目指します。ただし、一部中長期の施策についても計画しています。

２. 伊達市の概況と上位・関連計画

２-１．伊達市の概況

（１） 人口

伊達市の人口は 2010 年をピークに人口が減少する一方で、高齢者の割合は増加することが予測されています。

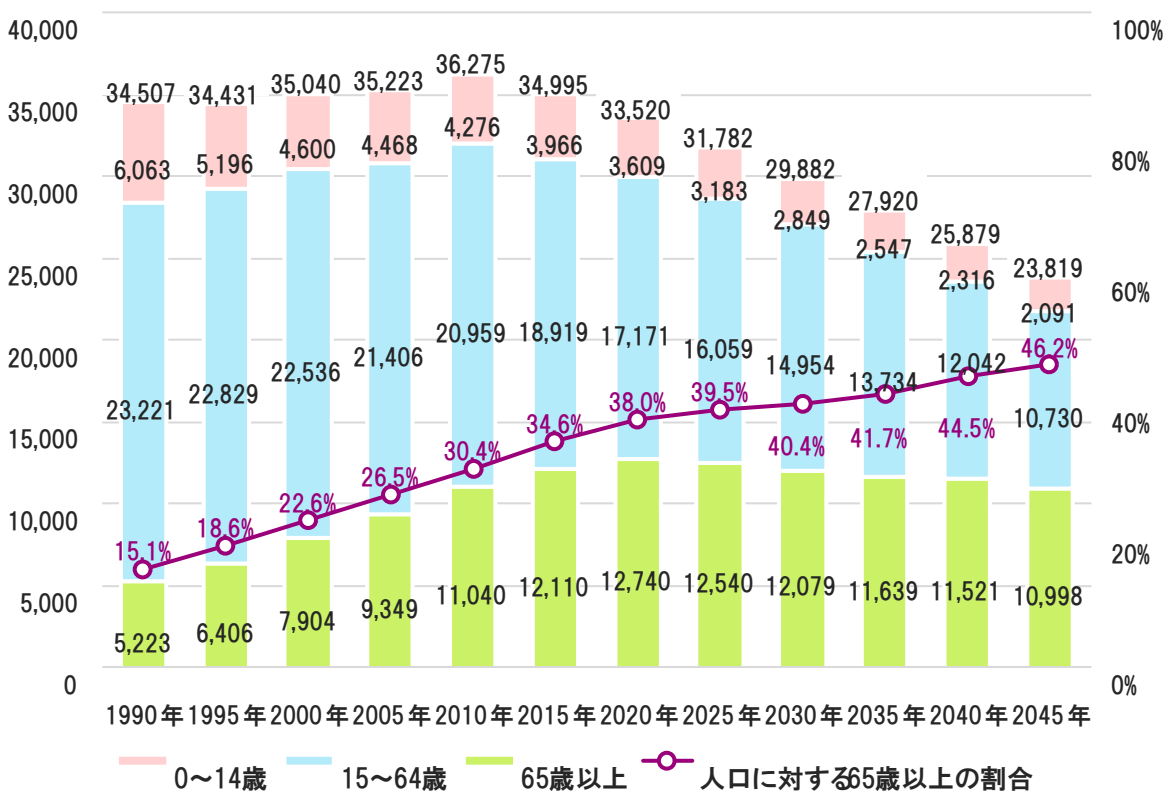

出典：1990 年～2015 年：国勢調査

2020 年～2045 年：日本の地域別将来推計人口(平成 30 年 3 月推計)（国立社会保障・人口問題研究所）

図 ２-１ 伊達市の人口

（２） 障がい者数

伊達市に居住する障がい者数は増加しています。

（人数は延べ数）

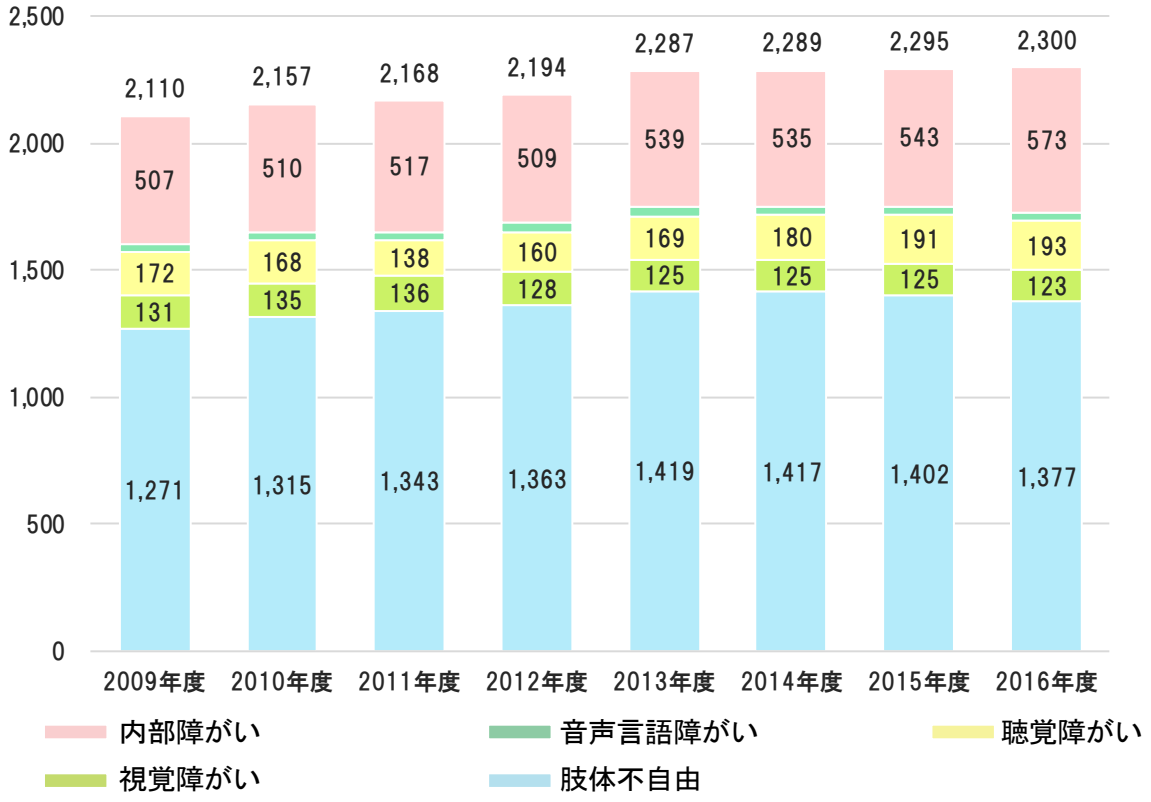

※伊達市社会福祉課調べ

図 ２-２ 伊達市の身体障害者手帳※8交付数の推移

※8 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に基づき交付される、障がいの内容や等級が記された手帳

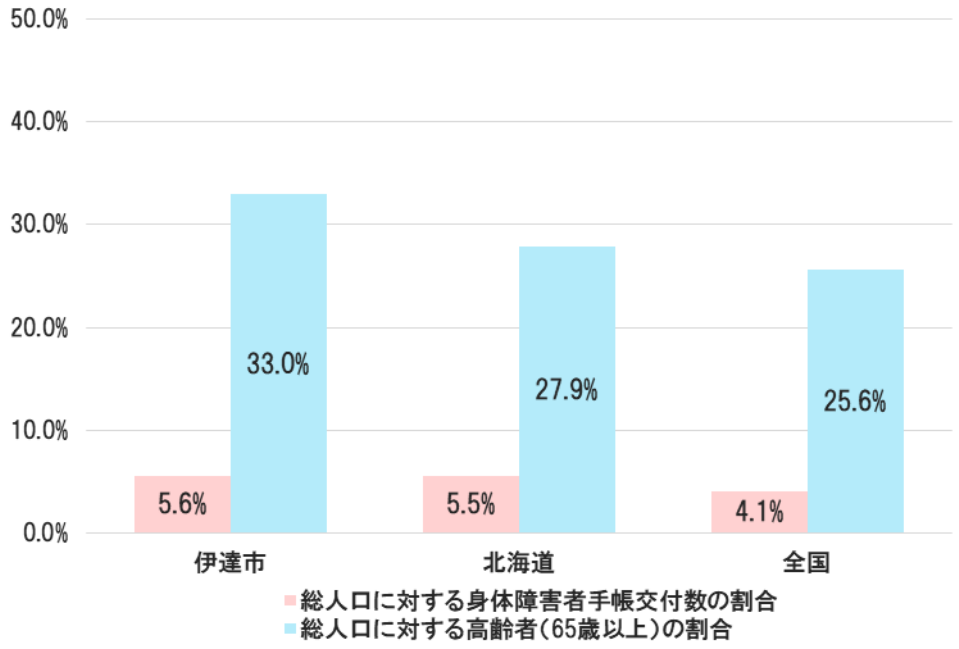

出典：伊達市の身体障害者手帳交付数：伊達市社会福祉課調べ（2015.3.31）

北海道の身体障害者手帳交付数：北海道統計書（2015.3.31）

全国の身体障害者手帳交付数：厚生統計要覧（2015.3.31）

総人口・高齢者人口：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2015.1.1）

図 ２-３　人口に対する身体障害者手帳交付数・高齢者の割合（2015 年度）

（3） 交通施設

① 旅客施設

伊達市には、JR 北海道室蘭本線が通過しており、6 駅設置されています。中でも中心市街地にある伊達紋別駅の乗降客数が多くなっています。伊達紋別駅は、特急（スーパー北斗）が停車し、普通列車と合わせて、1 日に上り・下りそれぞれ 22 本の停車があります。

表 2-1 駅別乗降客数

単位：人/日

駅名	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年※	2016 年※
黄金駅（こがねえき）	6	12	14	14		
稀府駅（まれっぷえき）	400	372	350	382		
北舟岡駅（きたふなおかえき）	192	166	182	192		
伊達紋別駅（だてもんべつえき）	1,340	1,322	1,160	1,146	1,118	1,160
長和駅（ながわえき）	72	68	66	52		
有珠駅（うすえき）	80	68	68	60		

2011 年～2015 年：国土数値情報、2016 年：JR 北海道伊達紋別駅聞き取り

※ 2015 年・2016 年の無人駅の乗降客数の値は不明

伊達紋別駅前には、道南バス「伊達駅前」バス停留所が設置され、伊達市内の他、室蘭方面、洞爺湖温泉方面、倶知安方面（伊達市大滝・喜茂別・京極などを経由）などの郊外線、また、札幌方面の高速バスが発着します。

伊達紋別駅の駅舎は、3 番線まであり、ホーム間の移動はエレベーターまたは階段を利用することになります。駅舎内にはトイレもありますが、スペースの問題等もあり多目的トイレ※9の設置はできていません。

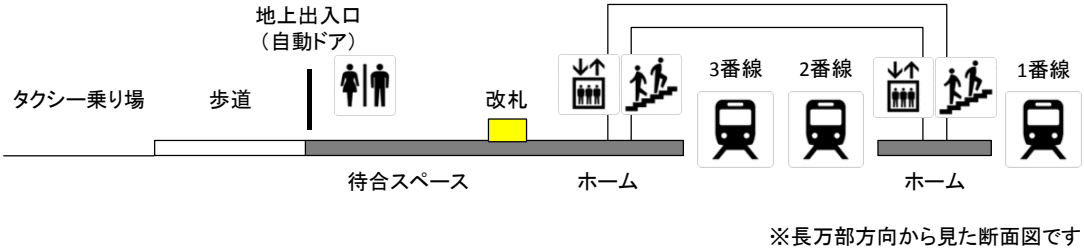

図 2-4 伊達紋別駅のイメージ

※9 多目的トイレ：車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用できるトイレ

② バス停留所

伊達紋別駅前を発着、もしくは経由するバス路線があり、国道 37 号、道道伊達紋別停車場線、中央通り線などにバス停留所が設置されています。

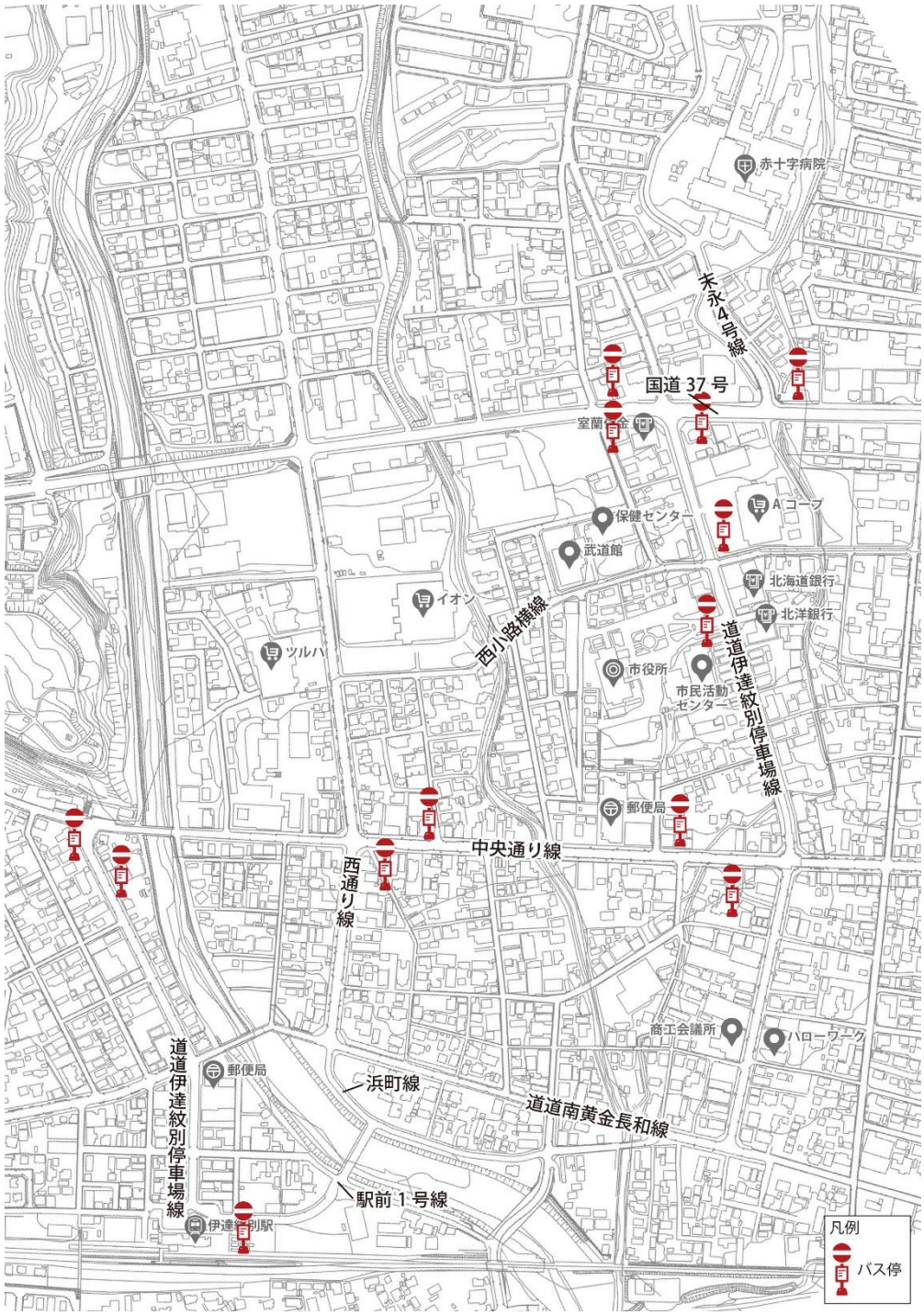

図 2-5 バス停留所の設置状況

２-２．上位・関連計画

上位・関連計画のうちバリアフリーに関する記載のある事項は次のようになっています。

（１） 第六次伊達市総合計画

◆政策 02 福祉・市民生活　施策 0202 地域福祉の推進（p.33）

・ 【施策をとりまく環境】少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などから、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等を地域で支え合う方策が求められています。福祉への理解と思いやりの心を育み、ノーマライゼーションの普及と地域における各種福祉施設や安心して生活できるバリアフリーのまちづくりの整備が必要とされています。

◆政策 04 都市基盤※10・生活環境　施策 0402 道路網の充実（p.58-p.59）

・ 【施策をとりまく環境】安心・安全で快適な機能の確保や適切な維持管理、冬期交通の安全確保のほか、道路交通に対する市民ニーズの多様化に的確に対応するため、交通利用者や高齢者、障がい者の視点に立った交通バリアフリーの推進が求められています。

・ 【施策の目標】冬期間の交通安全確保のため、除排雪体制の強化や道路状況に応じた対策を行うとともに交通利用者や高齢者、障がい者の視点に立った道路の段差解消などのバリアフリー化や道路景観・環境に配慮した緑化空間を整備します。

・ 【歩道のバリアフリー化の推進】道路整備にあたっては、高齢者や障がい者など、総合的なバリアフリー化を念頭におき、利用者の視点にたった対応はもとより、歩道として果たす役割を十分考慮し、安全な移動ができるよう地域の実情に適応した段差や勾配の解消、誘導用ブロックなどバリアフリー化に十分配慮し、安全な歩道空間の創出を進めます。

※10 都市基盤：適正な都市化を促進するために必要な道路、公園、下水道等の公共施設の総称

（２） 第２期伊達市障がい者計画

◆障がいの表記について（目次）

伊達市では、ノーマライゼーション社会の実現と心及び文字のバリアフリーを推進するため、「障害者」の「害」の表記を平仮名の「がい」に改め、平成 14 年 4 月 1 日から次のとおり実施しています。

① 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接・間接的に形容する場合は「障がい」と表記します。

② 法令等に基づくもの、施設名や団体等の固有名詞は除きます。

◆第３章　計画の基本理念　基本理念（p.32）

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、「障がい者の自立と社会参加の促進による共生社会※11の実現」を基本理念とします。

◆第３章　計画の基本理念　基本目標と施策の体系（p.33-p.34）

基本目標		施策の内容
1　お互いを尊重し合えるまちづくり	1　権利擁護	1　権利擁護の推進 2　虐待や差別の解消
	2　啓発・広報	1　啓発活動の推進 2　地域活動の推進
	3　生活環境	1　住まい・まちづくりの推進 2　移動・交通のバリアフリーなどの促進 3　防災・防犯対策の推進
	4　情報･コミュニケーション	1　情報バリアフリーの促進 2　コミュニケーションの促進
2　地域で暮らすことができる体制づくり	5　生活支援	1　相談支援体制の整備 2　在宅サービスの充実 3　人材の育成と確保
	6　保健・医療	1　障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援 2　適切な保健・医療の提供
3　自立への支援と社会参加の促進	7　就労支援	1　雇用機会の拡大 2　福祉就労の場の確保
	8　教育・育成	1　障がい児保育・療育の充実 2　学校教育の充実
	9　社会参加	1　本人活動、余暇活動の充実

※11 共生社会：すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生をおくることができる社会

（３） 都市計画マスタープラン

◆まちづくりの課題　1.土地利用の課題　（3）既成市街地（p.38）

・ 市街化区域※12が分散しており、都市施設※13の整備や大規模未利用地における面的整備、環境改善などを進めるにあたって、各地域毎に問題が生じていることから、相互の連携を高める対応が必要となっています。また、バリアフリー化への対応や二世帯住宅など、住環境が変化していることから、建ぺい率※14など形態規制の緩和が必要となっています。さらに、各地域の実態に応じた土地利用※15の推進や建物動態※16などによる用途地域※17の見直しが課題となっています。

◆まちづくりの課題　4.福祉・観光・文化財等の課題　（1）総合バリアフリー化（p.40）

・ 高齢者や障がい者など、誰もが安心して生活できるための対策は、市民共通の課題です。すべての市民に、住み良いまちづくりをめざすため、ユニバーサルデザイン※18やバリアフリー化を基調としたインフラ※19整備の推進が必要となっています。

◆分野別の整備方針　2.利便性･機能性の高い都市施設の方針　（1）道路網※20の整備方針（p.56）

・ 【生活軸※21】誰もが住み良いまちづくりをめざすため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を基調とした道路整備を進めます。

・ 【総合的なバリアフリー化】住み良いまちづくりを推進するため、総合的なバリアフリー化を念頭においた道路整備を進めるとともに、レクリエーションに対するニーズの高まりや快適な歩行空間の確保のため、自歩道※22の確保を図ります。

◆分野別の整備方針　4.安全で安心なまちづくりの方針　（2）高齢者や障がい者に優しいまちづくりの方針（p.66）

・ 高齢化社会が進展するなかで、保健や医療をはじめ福祉の充実を図るとともに、公共交通の確保や歩道のバリアフリーなど、ノーマライゼーションの理念に基づいた高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

※12 市街化区域：既に市街地を形成している区域（既成市街地）及び概ね 10 年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域
※13 都市施設：都市計画に位置付けることができる道路、公園、下水道、産業廃棄物処理施設等の施設
※14 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合
※15 土地利用：ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること
※16 建物動態：建築物に関する工事、投資などの動向
※17 用途地域：都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度
※18 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を実現しようとする考え方
※19 インフラ：道路や公園、下水道、学校、病院などの社会生活に必要な施設のこと
※20 道路網：各種の道路の空間的な分布状態
※21 生活軸：各戸に接する身近な生活道路
※22 自歩道：自転車と歩行者が通行できる道路

（４） 都市再生整備計画

◆課題

安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの実現を目指すためには、災害時の一時避難施設とバリアフリー化された自由通路の整備、地域コミュニティ※23の活性化が急務とされている。

- 西浜地区の浸水災害時の一時避難施設の確保が急務である。
- 高齢者にも安全に歩行できる歩道の確保と、夜間でも安心して歩ける明るい歩道整備が求められているとともに、狭小で老朽化した鉄道横断跨線橋のバリアフリー化された自由通路への架け替えが求められている。
- 地域のコミュニティの核となるコミュニティセンターの整備が急務とされている。

◆中長期計画

- 第六次伊達市総合計画では、中心市街地地区は「人、自然、みちがつながり、にぎわいのあるまち」を目指し、高齢化や空洞化が進行する中心市街地においてまちなか居住※24の推進や地域のさまざまな交流拠点施設の整備、不足している市街地内の緑を確保するための公園・広場の整備、バリアフリー化など歩行者の安全性を高める道路整備を図る地区としている。
- 伊達市都市計画マスタープランにおいては、土地利用では西胆振の中心商業地として大きな役割を担う地域として位置づけ、合わせてまちなか居住も推進し賑わいのある地域を目指すとしている。また、都市施設として交通結節点※25機能を強化するとともに鉄道で分断する東西の地区の交通動線※26の確保や街路等の整備による安全で快適な交通網の促進、市街地内の緑地の確保のため河川整備や公園広場の整備、街路樹や公共施設※27の緑化を図るとしている。

◆計画区域の整備方針

整備方針２（歩行者の安全性・快適性の向上）

- 老朽化し狭小な跨線橋に替わり、伊達紋別駅隣接地に自由通路として快適で利便性の高い歩行者空間を整備することにより、地域格差を解消する。
- 駅前広場※28の歩道のバリアフリー化や伊達紋別停車場線の歩道の街路灯増設等のグレードアップ※29により、安全で快適な歩行者空間が形成される。

※23 コミュニティ：地域での共同活動、暮らしを支える地域社会
※24 まちなか居住：公益施設や都市機能が集積した利便性の高い市街地（まちなか）に居住すること
※25 交通結節点：鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関へ乗り換えるための場所
※26 交通動線：建築・都市空間における人や物の動きの量、方向、つながりなどを示す線
※27 公共施設：住民の利用を目的として整備される施設
※28 駅前広場：鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関との結節点として鉄道駅前に設置される広場
※29 グレードアップ：等級・品質を上げること

◆整備方針概要図

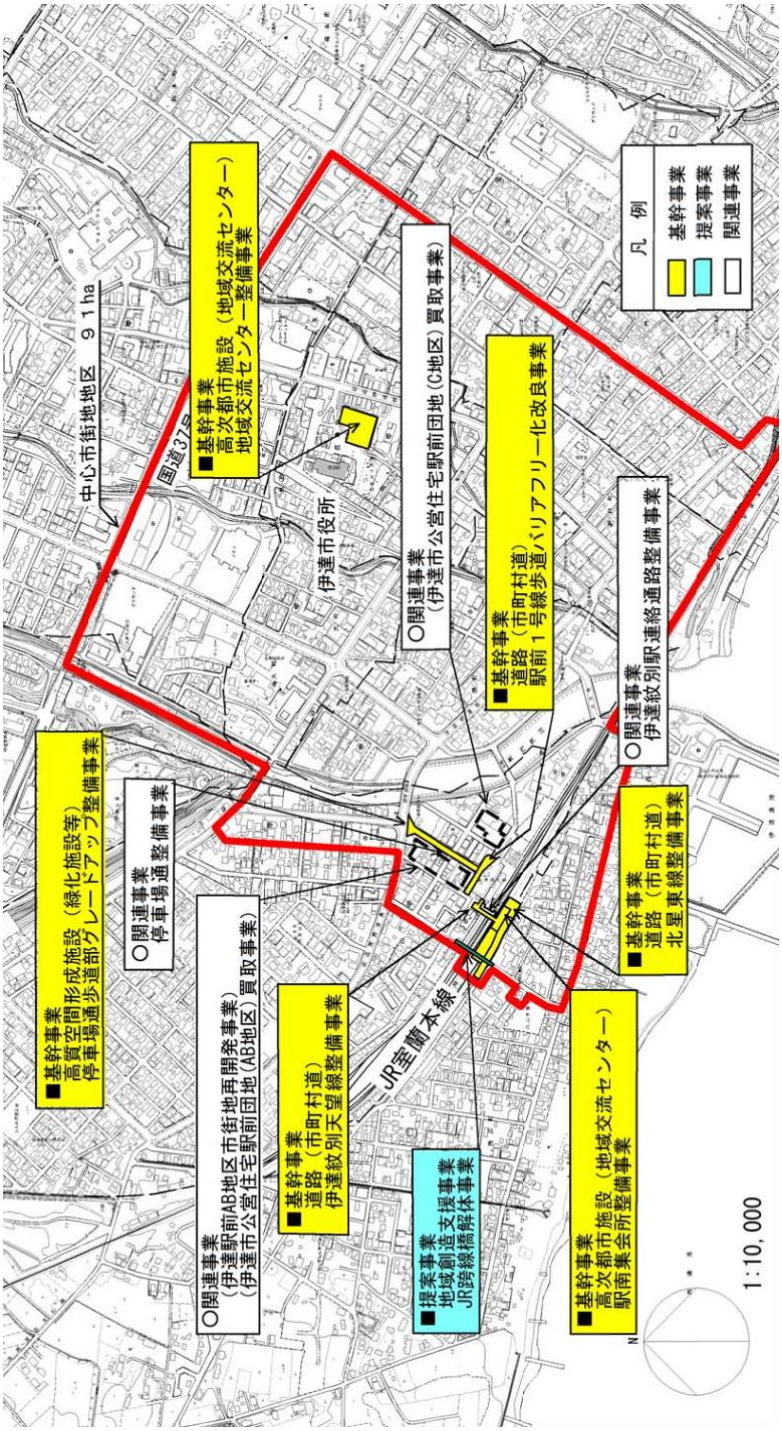
■基幹事業
高質空間形成施設（緑化施設等）
停車場通歩道部グレードアップ整備事業
○関連事業
停車場通 整備事業
○関連事業
（伊達駅前AB地区市街地再開発事業）
（伊達市公営住宅駅前団地（AB地区）買取事業）
■基幹事業
道路（市町村道）
伊達紋別天望線整備事業
■提案事業
地域創造支援事業
JR跨線橋解体事業
JR室蘭本線
■基幹事業
高次都市施設（地域交流センター）
駅南集会所整備事業
■基幹事業
道路（市町村道）
北星東線整備事業
○関連事業
伊達紋別駅連絡通路整備事業
■基幹事業
道路（市町村道）
駅前１号線歩道バリアフリー化改良事業
○関連事業
（伊達市公営住宅駅前団地（C地区）買取事業）
伊達市役所
■基幹事業
高次都市施設（地域交流センター）
地域交流センター整備事業
国道37号
中心市街地地区　９１ha
凡　例
基幹事業
提案事業
関連事業
1:10,000

３. 移動等円滑化（バリアフリー化）の基本理念・基本方針

３-１．基本理念

第六次伊達市総合計画では、将来像を「自然を育み　未来に向かって挑戦する 人にやさしいまち」と定めています。また、第２期伊達市障がい者計画では、基本理念を「障がい者の自立と社会参加の促進による共生社会の実現」と定めています。

これらの上位・関連計画に表現されている考え方を踏襲し、物理的・心理的なバリアをなくしていくための伊達市バリアフリー基本構想の基本理念を以下のように定めます。

だれもが安心して自由に移動でき

生活できるまちづくり

この基本理念の「安心」は、ただ安全性を向上させるだけではなく、不安を感じることなく心安らかに移動できることを目指しています。また、「自由に移動」は、高齢者や障がい者も自立して移動が可能になる環境を目指しています。

３-２．基本方針

基本理念に基づき、3 つの基本方針を定め、バリアフリー化を推進します。

① 安心・安全・快適に生活できるようにバリアフリー化を進めます

第 2 期伊達市障がい者計画の基本理念である「障がい者の自立と社会参加の促進による共生社会の実現」には、公共施設や不特定多数の方々が利用する施設、また、それらを結ぶ経路である道路空間などのバリアフリー化が必要です。

これらの施設・道路について計画的にバリアフリー化を進めることで、利用しやすい施設が増加していき、人々の交流が増え、まちも賑わい、地域として活性化すると考えられます。バリアフリー化によって暮らしの質を向上させていくことを考えたいと思います。なお、整備に際しては多様な関係者から意見を伺いながら事業を進めます。

② 段階的にバリアフリー化を進めます

市内全域のバリアフリー化には、多大な時間と資金・労力が必要になります。人口が減少し、バブル期※30のような経済成長を見込めない現在では、資金調達の面でもかなり困難な状況となっています。

そのため、限られた予算や労力を効果的に活用するため、利用者が多い施設や道路、また、整備が可能な範囲から優先的にバリアフリー化を進めます。整備に当たっては、地元の理解と協力を得ながら進めていきます。

③ 生活している人々全体の心のバリアフリーを進めます

高齢者や障がい者も安心して生活できるようにするためには、様々なバリアを社会全体の問題として認識し、互いの間に生じる心のバリアを取り除き、誰もが暮らしやすく社会参加しやすい地域にするための「心のバリアフリー」が重要です。

また、施設の整備には時間がかかるため、整備ができても少しのバリアが残る場合もあります。このようにどうしても発生してしまうバリアに対しては、困っている人に手を差し伸べる、少なくとも気にすることができる市民を増やしていくことが必要です。

そのため、市民全体で障がいに対する理解を深め、支え合う心を醸成する「心のバリアフリー」に関する啓発活動・広報活動をさらに進めていき、生活している人々全体が支え合う地域を目指します。

※30 バブル期：日本経済における安定成長期の 1980 年代後半から 1990 年代初頭の好況期

4. 重点整備地区の設定

4-1．重点整備地区の設定要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第 2 条第 21 号及びバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の三の 2 において、次の①～④のように定められています。

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として生活関連施設※31のうち特定旅客施設※32または特別特定建築物※33（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね 3 以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としており、その「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積約 400ha 未満の地区としています。なお、旧交通バリアフリー法※34と異なりバリアフリー法では、旅客施設を含まない重点整備地区の設定が可能です。

②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。

③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等を掲げています。

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

※31 生活関連施設：不特定多数の人が、日常生活又は社会生活において利用する施設
※32 特定旅客施設：旅客施設のうち、主に 1 日の乗降客数が 5,000 人以上の旅客施設
※33 特別特定建築物：不特定多数の人が利用し、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにすることが、特に必要な建築物
※34 旧交通バリアフリー法：主に公共交通機関の旅客施設の新設、大規模改修の際のバリアフリー化が義務付けられた法律

④境界の設定等

重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路※35等によって明確に表示して定めることが必要です。なお、重点整備地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携して基本構想を作成する必要があります。

※35 都市計画道路：都市計画法に基づき、都市施設として定められる道路

４-２．重点整備地区の設定

重点整備地区は次のページの範囲とします。

これは、前項の要件の他に伊達市の特性を考慮し、下記の要件から中心市街地周辺を重点整備地区の範囲とします。公共施設が集積されている中心市街地を中心に伊達紋別駅から国道 37 号までの間で河川や道路で囲まれた地域、及び地域医療の拠点である伊達赤十字病院を重点整備地区として設定しました。

- 高齢者や障がい者も含めて不特定多数の市民が利用する官公庁、金融機関、商業施設などが車両を利用せずに行ける距離に立地している
- 複数の交通手段の接続が行われる場所がある
- 市内でも比較的人口（昼間人口）が多い地区

なお、だて歴史の杜周辺も集客力のある施設があり、重要な地域ではありますが、新しい施設は概ねバリアフリー化されているので、早急にバリアフリー化が必要な地域を優先しています。

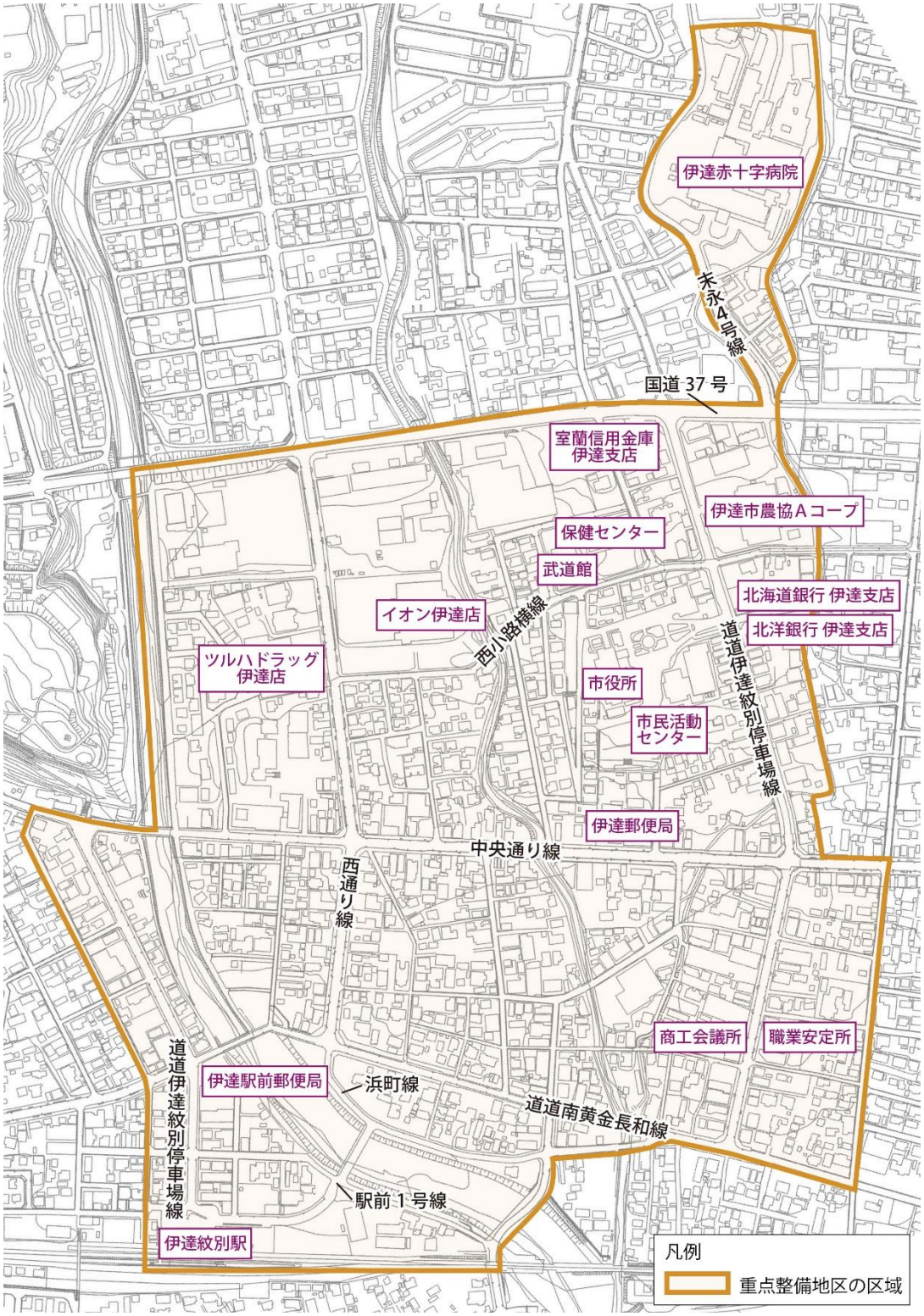
伊達赤十字病院
末永4号線
国道 37 号
室蘭信用金庫
伊達支店
伊達市農協Ａコープ
保健センター
武道館
北海道銀行 伊達支店
北洋銀行 伊達支店
イオン伊達店
西小路横線
道道伊達紋別停車場線
ツルハドラッグ
伊達店
市役所
市民活動
センター
伊達郵便局
中央通り線
西通り線
商工会議所
職業安定所
道道伊達紋別停車場線
伊達駅前郵便局
浜町線
道道南黄金長和線
駅前 1 号線
伊達紋別駅
凡例
重点整備地区の区域

図 4-1　重点整備地区

重点整備地区の生活関連施設、経路は、一体的にバリアフリー化を進めていきますが、施設により施設の劣化状況や大規模改修等が可能な時期などに違いがあるため、整備は短期、中期、長期に分けて実施していきます。

（詳細は、「８．実施すべき特定事業者※等に関する事項」を参照）

５. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

５－１．生活関連施設の設定

高齢者や障がい者等が利用する施設を生活関連施設として設定し、まちの一体的なバリアフリー化を進めることが重要です。以下の考え方を考慮し、優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として設定します。

- 高齢者や障がい者も含めて不特定多数の方が利用する施設
- 周辺地域の方などが利用する公共・公益施設で、かつ、これらの施設相互間を車両を用いず移動することも見込まれる施設

表 ５-１　生活関連施設一覧

分類	施設名（所在地）
公共交通	伊達紋別駅（山下町 8-2）
官公庁等	伊達市役所（鹿島町 20-1）、室蘭公共職業安定所伊達分室（網代町 5-4）
教育、文化	伊達市市民活動センター（鹿島町 20-1）、伊達市武道館（末永町 39-8）
郵便局、銀行	伊達郵便局（鹿島町 29-3）、伊達駅前郵便局（山下町 49-2） 北海道銀行伊達支店（鹿島町 13-3）、北洋銀行伊達支店（鹿島町 7-1） 室蘭信用金庫伊達支店（末永町 69-1）
医療、福祉	伊達赤十字病院（末永町 81）、伊達市保健センター（末永町 39-8）
商業、その他	イオン伊達店（末永町 8-1）、伊達市農協 A コープ（末永町 74） ツルハドラッグ伊達店（末永町 7-1）、伊達商工会議所（網代町 24）

５－２．生活関連経路の設定

生活関連施設にアクセスするために必要な主な道路を生活関連経路として設定します。

表 ５-２　生活関連経路一覧

管理者	施設名	箇所
北海道開発局	国道 37 号	道道伊達紋別停車場線　～　末永 4 号線
北海道	道道南黄金長和線	道道伊達紋別停車場線　～　中央通り線
	道道伊達紋別停車場線	伊達紋別駅　～　中央通り線 道道南黄金長和線　～　国道 37 号
伊達市	中央通り線	道道南黄金長和線　～　道道伊達紋別停車場線
	駅前 1 号線	伊達紋別駅　～　浜町線
	浜町線	駅前 1 号線　～　道道南黄金長和線
	西通り線	道道南黄金長和線　～　西小路横線
	西小路横線	西通り線　～　道道伊達紋別停車場線
	末永 4 号線	伊達赤十字病院　～　国道 37 号

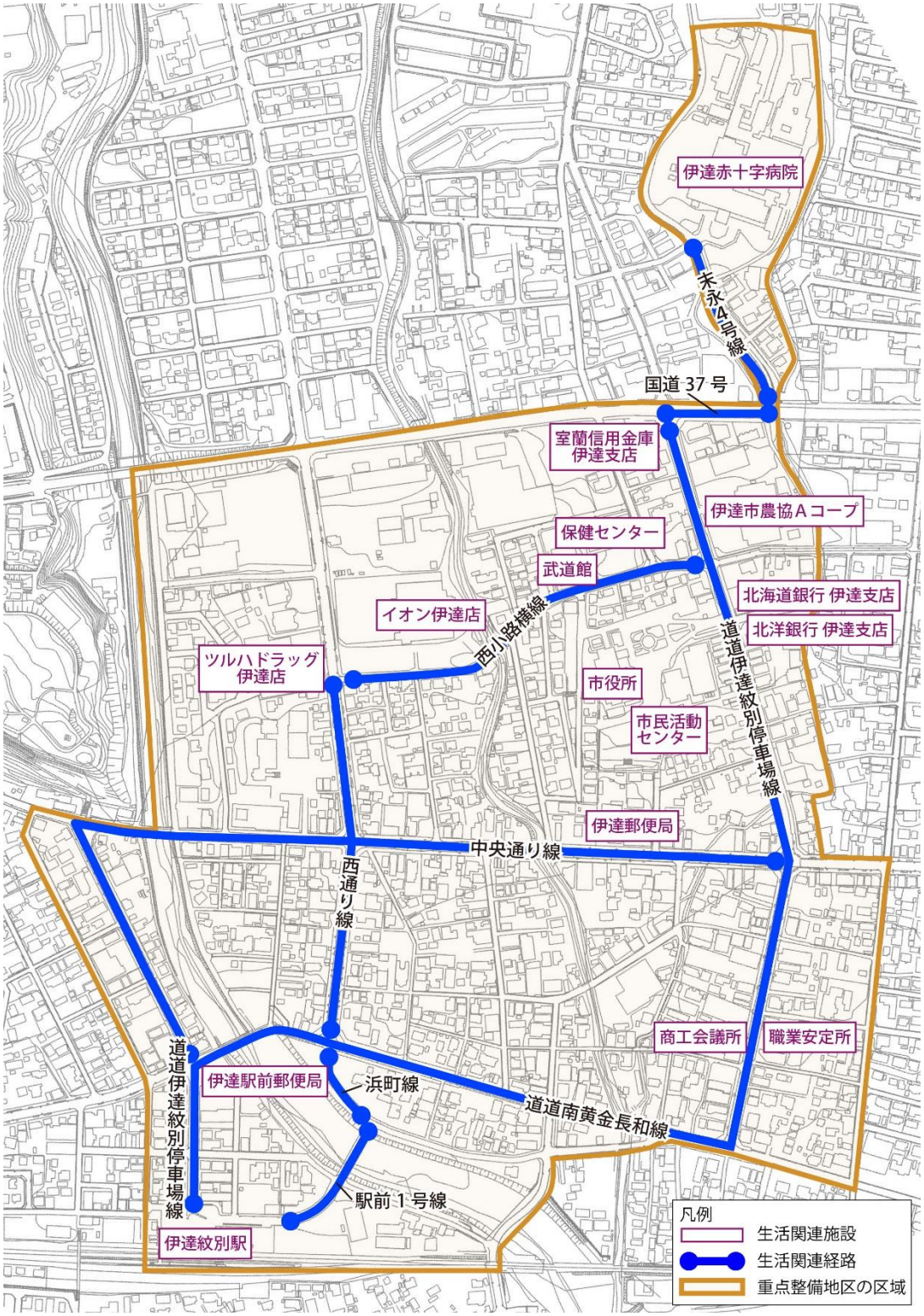

図 5-1　生活関連施設と生活関連経路

6. 重点整備地区の現状と課題

ここでは、重点整備地区の現状として、「高齢者・障がい者等へのアンケート」、実際に重点整備地区を歩いてバリアフリーの状況を確認する「まちあるき」について整理します。

平成 29 年 7～11 月に、高齢者、障がい者及び関係者へのアンケート調査を行いました。

また、平成 29 年 9 月 8 日（金）に行った「まちあるき」において、参加者から寄せられた意見を整理します。「まちあるき」は、下図のように 3 グループに分かれて行っています。

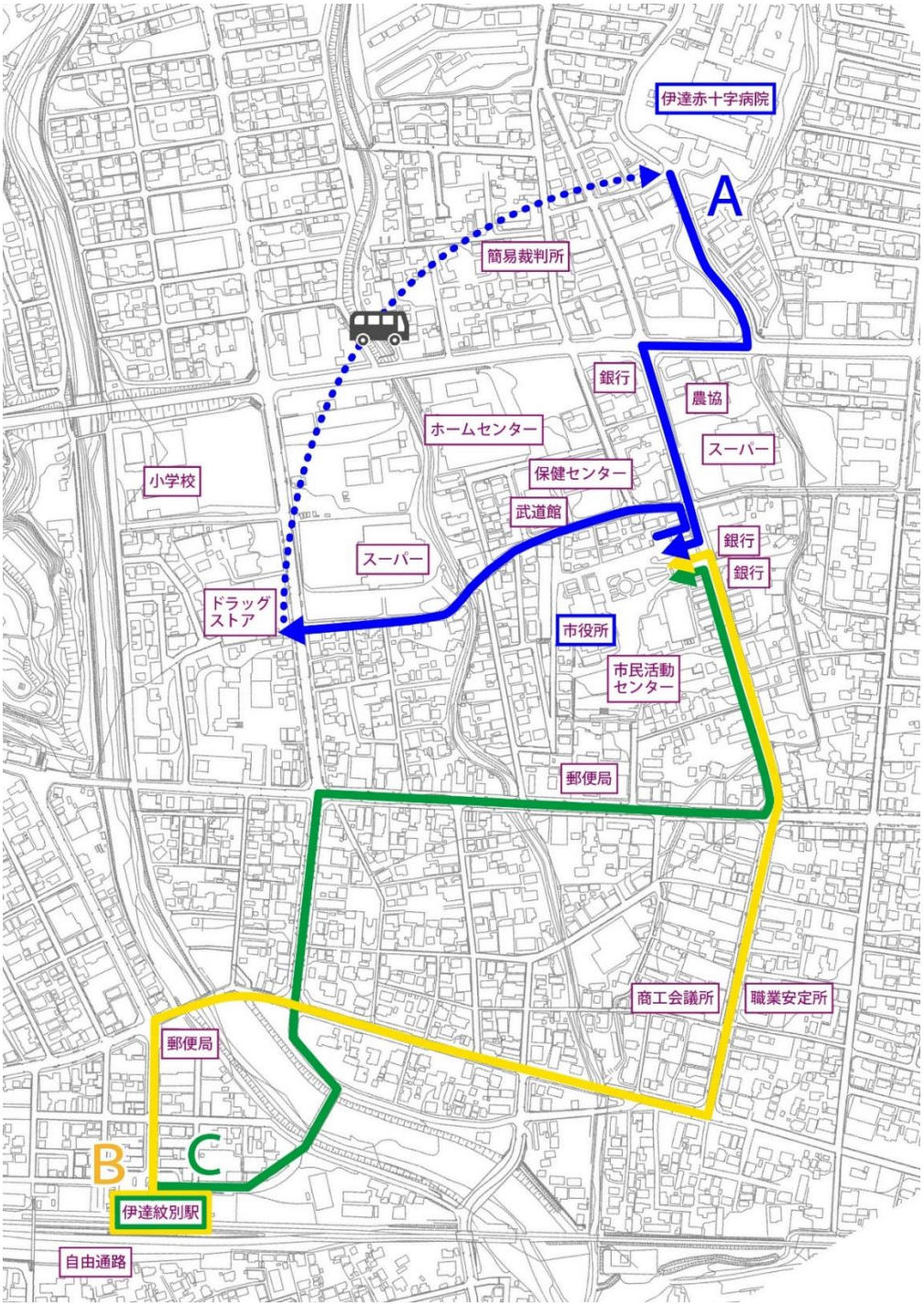

６－１．重点整備地区の現状

重点整備地区の現状として、アンケートやまちあるきでの意見を整理します。また、各意見の後には、基本構想を策定している時点で整備を行っている、もしくは、完了している事業について記載します。

各ご意見については箇条書きの行頭文字で分類しています
：アンケートのご意見
：まちあるきのご意見

（１） 公共交通

① 鉄道（伊達紋別駅）

＞ 駅舎、出入り口

- 入り口が狭い
- 歩道と道路の段差が大きい
- 出入口に段差があり、つまずく・抵抗になる【図 ６-１、図 ６-２】

図 ６-１

図 ６-２

＞ トイレ

- 入口は入ってすぐ壁で狭く、車いすや２人で入っていけない【図 ６-３】
- トイレ自体が狭い、車いすで使用できない
- 和式なので使用できない
- 視覚障がい者に対応していない

図 ６-３

＞ 改札～ホーム

- 駅ホームに色のついた線で転落防止をして欲しい
- 高齢者や体力の低下した障がい者、車いすの利用者が、駅のホーム内の移動にあたり、不便を感じることがある
- エレベーターがない
- 足が不自由なので駅の階段が大変つらい
- 改札が狭く視覚障がい者と介助者が並んで歩けない【図 ６-４】
- ホームの柱は角張っていて危ないので、面取りするかラバーを付けられないか【図 ６-５】
- ホームの柱は視覚障害者誘導用ブロックとの位置関係で、並んで歩く介助者には邪魔になる【図 ６-５】
- 老朽化した階段しかないため、高齢者・車いす・ベビーカー・重い荷物を持って反対側のホームに行く人には困難であり危険【図 ６-６】

図 ６-４

図 ６-５

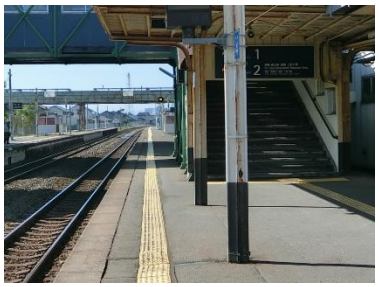

図 ６-６

- ホームの階段の横の通路は、幅が狭く転落しそうで怖いため、線路の反対側を通ろうとしても幅が狭く行き交うことができない【図 ６-７、図 ６-８、図 ６-９】

図 ６-７

図 ６-８

図 ６-９

- 視覚障害者誘導用ブロックが線路に近すぎて列車の通過時などに危ない

【図 6-１０、図 6-１１】

図 6-１０

図 6-１１

- 列車の乗降口の案内が上方で気付かない、視覚障がい者には判別できない
- 音声の案内だけではなく文字での案内（電光掲示など）が必要
- 車いすの方がホームに渡る時には福祉器具があり、事前に申し出があれば使えるということだが、そのことがわかるように明示されていない

＞ 完了・実施事項

- 現在、伊達紋別駅では、駅ホームへのエレベーターの設置、入り口の自動ドアの設置、視覚障害者誘導用ブロックの整備が行われています。トイレも和式から洋式に整備されています。

エレベーターの出入り口は、自動ドアを設置している

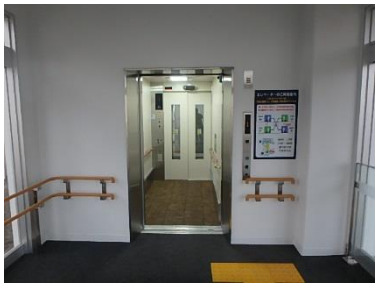

エレベーターは、JR のホームと自由通路で共用している

② バス

- 歩道に案内板がない場所がある[伊達市役所前バス停]

- 時刻表では低床バス※36かどうかはわからない。バス停の裏側に点字など別の表示をしてはどうか【図 ６-１２】
- バスが来ることを示す表示や光があると良い
- 待合所がせっかくあるが、車いすは利用できない。また、経年劣化している［日赤前バス停］【図 ６-１３】
- バス停にベンチがあるのが良い【図 ６-１４】

図 ６-１２

図 ６-１３

図 ６-１４

＞ 完了・実施事項

- 車両の入れ替え時に低床バスを導入しています。
- 行き先と経由地について走行時にバス車内で放送を行い、到着時には車外に放送を行っています。

③ ハイヤー、タクシー

＞ 完了・実施事項

- 身体障害者手帳の提示で事業者の協力により運賃が１割引になります。
- 伊達市、伊達商工会議所と連携し「愛のりタクシー※37」の運行を継続して行います。
- 伊達市、社会福祉協議会と連携し「寝たきり高齢者等移送サービス事業※38」を継続して行います。

※上記の他、伊達市では、福祉タクシー利用料金・自家用車燃料費助成事業を実施しています。

※36 低床バス：高齢者や障がい者が利用しやすいよう階段を低くし、乗降性を高めたバス
※37 愛のりタクシー：あらかじめ登録を行った会員が電話などで予約し、同じ方向に向かう人と一緒に利用するタクシー
※38 寝たきり高齢者等移送サービス事業：概ね 65 歳以上の在宅寝たきりの方を、医療機関や介護福祉施設へリフト付きの自動車で移送するサービス

（２） 道路

＞ 歩道

- 市役所前の道路が狭い
- 市役所前の歩道が歩きづらい
- 市役所前の通りがボロボロ
- 武道館・保健センター周辺の歩道がガタガタしている
- 伊達赤十字病院前の歩道や調剤薬局までの道路が冬期間凍結するので、高齢者や障がい者が歩行時、転倒の危険性がある
- 視覚障害者誘導用ブロックや舗装の剥がれ、ブロック舗装（タイル）、マンホール部の浮き、縁石（歩道側）が段差になっており、つまずく・抵抗になる

【図 6-１５、図 6-１６、図 6-１７】

図 6-１５

図 6-１６

図 6-１７

- 建物前などの歩道の勾配がきつく、車いすをまっすぐ押せない・歩きにくい・冬は特に怖い【図 6-１８】
- 橋の端部に柵が無いため、川に落ちる危険性がある【図 6-１９、図 6-２０】

図 6-１８

図 6-１９

図 6-２０

- 橋梁やバス停車帯部の歩道が狭い【図 ６-２１】
- 歩道に砂利や砂が堆積しており、車いすやベビーカーが走行しづらい【図 ６-２２】
- 街路樹の枝が歩行者に当たる高さで伸びていて危険【図 ６-２３】

図 ６-２１

図 ６-２２

図 ６-２３

- 街灯などの柱が風景にとけ込む色だと視認しづらく、衝突する危険がある（黒黄が視認しやすい）【図 ６-２４】
- 路肩が広いと自転車が車道を走るため、安心して歩道を通行できる【図 ６-２４】
- 車道の停止線が歩行者の移動ライン上にある箇所があり危険【図 ６-２５】

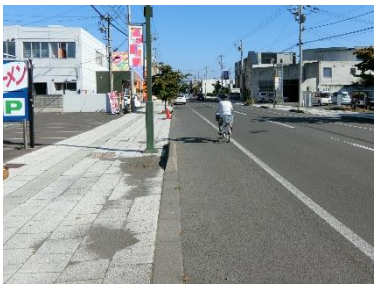

図 ６-２４

図 ６-２５

- 車両進入防止のクッションドラム※39が歩行の妨げになっている【図 ６-２６、図 ６-２７】

図 ６−２６

図 ６−２７

※39 クッションドラム：道路上の施設に車両が衝突・接触した際の衝撃を吸収し、被害を小さくするもの

- 歩道にはみ出しての駐車やバイクの路上駐車が歩行の妨げになる
- 片歩道で横断が必要になってくるような箇所は、横断歩道を設置して欲しい【図 ６-２８】

図 ６−２８

- ブロック舗装の隙間から雑草が目立つ【図 ６-２９】
- 休憩スペース、ベンチがあるのはとても良い（ただし、ベンチと花壇の隙間や角張っている部分が危険）【図 ６-３０】

図 ６-２９

図 ６-３０

- のぼり旗やゴミのネットが広がり、歩行の邪魔【図 ６-３１、図 ６-３２】

図 ６-３１

図 ６-３２

- 民地内でも歩道寄りにある壊れた看板が歩行時に当たることもあり危険

＞ 視覚障害者誘導用ブロック

- コンクリートの視覚障害者誘導用ブロック（黄色以外）は弱視にとって非常に見えづらい
- 駅前通りの点字が欠けている（転倒する人もいる）
- マンホールなどの蓋で視覚障害者誘導用ブロックが切れているが、連続性が必要【図 6-３３】
- 視覚障害者誘導用ブロックの付近は、凸凹のある装飾のある舗装は避けて欲しい【図 6-３４】
- 信号のところの視覚障害者誘導用ブロックの曲がる配置は、緩やかなカーブで配置して欲しい【図 6-３５】

図 6-３３

図 6-３４

図 6-３５

- グレーの視覚障害者誘導用ブロックがあるが、視認性が悪い（気にならないという意見もあり）【図 6-３６】
- 車いすやベビーカーにとって、視覚障害者誘導用ブロックは段差になり、むしろ移動の妨げになる（ある程度避けることも可能）【図 6-３７】

図 6-３６

図 6-３７

＞ 車道

- 伊達赤十字病院の十字路が危険（「まちあるき」で、一時停止の表示がない、横断歩道がない、などを確認しています。）
- 伊達郵便局前は、路上駐車が多すぎて通りづらい、周辺が見づらく安全確認もしづらい
- 車道と歩道の間に段差はない方がよい【図 6-３８】
- 側溝やマンホールの穴に、白杖や車いすがはまってしまう

図 6-３８

＞ 完了・実施事項

施設名【管理者】	整備内容
国道 37 号 【北海道開発局】	バリアフリー化済み
道道南黄金長和線 【北海道】	バリアフリー化済み（ブロック舗装、視覚障害者誘導用ブロックなどについては、修繕で対応します）
中央通り線 （西通り線～道道伊達紋別停車場線） 【伊達市】	バリアフリー化済み（ブロック舗装、視覚障害者誘導用ブロックなどについては、修繕で対応します）
西通り線 （道道南黄金長和線～中央通り線） 【伊達市】	バリアフリー化済み（ブロック舗装、視覚障害者誘導用ブロックなどについては、修繕で対応します）
浜町線 【伊達市】	バリアフリー化済み
末永 4 号線 【伊達市】	バリアフリー化済み

（３） 建築物

① 市役所

- 市役所入り口の階段の角の色が剥げている
- 市役所、市民活動センター等の障がい者用の駐車場に、屋根が欲しい
- 道路から施設までのルートに凸凹や段差がある。階段の黄色の表示が剥げている
  （郵便局入り口の階段の黄色のブロックが良い）
  【図 ６-３９、図 ６-４０、図 ６-４１、図 ６-４２】

図 ６-３９

図 ６-４０

図 ６-４１

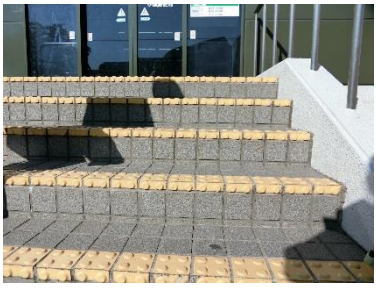
図 ６-４２

- 噴水側の視覚障害者誘導用ブロックが途切れている
- エレベーターが狭く、車いすが向きを変えられない
- 多目的トイレが地下にしかない。地下のトイレの非常ボタンがわかりづらい【図 ６-４３】
- 市民活動センターの身障者用駐車スペースの大きさが、車いすを横付けできるので良い【図 ６-４４】

図 ６-４３

図 ６-４４

- 市民活動センターの視覚障害者誘導用ブロックが入口のところで停まっている（案内まで必要ではないか）
- 施設内で窓を90度に開いていると角が通行者に当たる危険がある【図 6-45】

図 6-45

② 伊達赤十字病院周辺

- 可能であれば電動車いすで病院なども入りたい
- 多目的トイレは車いすには若干狭い
- 男性用トイレにもベビーベッドがあるのが良かった
- 施設内道路を渡る箇所の白線が見えなくなっており危険【図 6-46】
- 駐車場から施設までの間に階段や段差（シャトルバスのバス停）があるため、移動の障がいになる【図 6-47、図 6-48】

図 6-46

図 6-47

図 6-48

③ トイレ（共通）

- トイレ内に視覚障害者誘導用ブロックがない
- 水を流すスイッチがどこにあるかわからない
- トイレが狭い
- 紙（トイレットペーパー）の位置がバラバラ

④ その他

＞ 完了・実施事項

- 高齢者や障がい者が困っているときには積極的にお声がけをしています。【各店舗共通】

（４） 交通安全施設

信号

- 車両用の信号と歩行者用の信号があったりなかったりしていて、信号機の存在を認識せずに通行する車・歩行者がおり危険（末永 4 号線）
- 青信号の時間が短い
- 高齢者は信号が見えづらい所がある
- 音の出る信号機を設置して欲しい
- 音声案内信号を付けて欲しい箇所があるが、他の障がい者がパニックになることもあるので付けられないと聞いている

（５） グループワークでの意見

- 太陽の園の新しい施設がバリアフリー化されていて良い見本になる
- 心のバリアフリーをしっかり進めることが必要

その他、重点整備地区外のご意見もいただきました。これらについては、今後の施策の中で活かしていきます。

６-２．重点整備地区の課題

（１） 公共交通

伊達紋別駅は、駅ホームの転落防止対策、障がい者にもわかりやすい案内表示の設置が望まれている他、ホームの狭さやホーム間の階段による移動など構造的な課題についての意見があります。なお、まちあるき後に、エレベーターの設置や入り口に自動ドアが設置されるなどの改修が行われています。

（２） 道路

歩道の狭さや横断勾配（車道に向かって急な勾配があり傾いている）、交差する車道を渡るとき歩道との段差の大きさなど、道路そのものの構造的な課題がある箇所があります。また、ブロック系舗装やタイル系の装飾による歩きづらさなどの課題があります。その他、視覚障害者誘導用ブロックの劣化や黄色ではないための見づらさ、橋の端部に柵がないため転落の危険がある、電柱・街灯・街路樹などの位置や管理状況の悪さなどが見られる箇所もあります。歩道上に設置されているベンチは、歩行時の休憩箇所として有益ですが、角張っていると衝突が考えられ危険な場合もあります。

【歩行者動線上に停止線が設置されている状況写真】

さらに、路上駐車の多さやごみ集積所のネットの放置など、市民のモラルや心配りなども必要とされます。

（３） 建築物

大規模改修が必要となるようなエレベーター、多目的トイレなどの課題もありますが、入り口付近の小さな段差解消や黄色線や白線の明瞭化などの比較的小規模な改修で改善できる課題もあります。

障がい者用幅広の駐車スペースの確保が必要ですが、利用頻度が高い施設などではさらに

屋根の設置も望まれます。

トイレは構造的に容易に改修できない部分も多いため、特に古い施設では課題も多くなっています。多数の方がトイレを利用することが想定される駅、市役所、伊達赤十字病院のトイレでも施設が古いことから、多目的トイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置の他、水を流すスイッチ・トイレットペーパーホルダーの位置の工夫などの課題があります。

伊達市役所（本庁舎）は、エレベーターで議会が傍聴できる 5 階まで上がれないという課題もあります。ただし、エレベーターで行ける 4 階の放送が聞ける部屋に傍聴希望者の案内を行ったり、2018 年 6 月からはインターネット中継を始めるなど既存施設での可能な対応を行っています。

（４） 交通安全施設

信号機の見づらさ、青信号時間の短さの他、信号機・音の出る信号機の設置が望まれる箇所が複数あります。

また、交差点での道路標識の設置、停止線の設置が望まれる箇所があります。停止線は、歩行者の動線上に設置されている箇所もあります。

（５） その他

バリアフリー化に関する課題は、比較的容易に改善できるもの、大規模な改修を伴うものがあります。また、それぞれの施設を利用する市民、周辺に居住している市民の協力によってバリアが解消されるものもあります。これらを踏まえて、関係機関のみならず、市民の理解を得ながら、施設の整備・改善を進めるとともに、市民全体で協力していくために心のバリアフリーを進める必要があります。

7．バリアフリー化に向けた整備の基本方針

基本理念、基本方針を踏まえ、また、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定を考慮し、事業者や施設管理者ごとの整備方針を設定し、より具体的にバリアフリー化を推進します。なお、防災に関する移動（災害時の避難、情報伝達等）については、伊達市地域防災計画※40に定めています。

7－1．公共交通の整備方針

① 鉄道事業者

◆駅舎改修時

将来、大規模改修などを行う際は、移動円滑化のために必要な整備を検討します。

◆維持管理時

舗装のがたつき改善などについては、通常の維持管理で対応します。

② バス事業者

バスの入れ替え時には低床バスの導入を継続して行います。また、社員教育等の実施により、声かけ等のソフト面※41での対策によるバリアフリー化を推進します。

バス停については、市や自治会などと連携し、ベンチの設置を検討します。

③ ハイヤー、タクシー事業者

社員教育等の実施により、ソフト面での対策によるバリアフリー化を推進します。

※40 伊達市地域防災計画：災害対策基本法第 42 条に基づき、伊達市の防災に関する業務や対策などを定めた総合的で基本的な計画

※41 ソフト面：人材や技術、意識、情報といった無形の要素

7－2．道路の整備方針

◆道路改修時

車いすでの走行性の悪さ、白杖の引っ掛かりなどを考慮し、ブロック系の舗装を避けたバリアフリー化を進めます。同時に段差や勾配の解消を行うため、関係者との協議・検討を行い、一体的な整備を推進します。

視覚障害者誘導用ブロックの設置については、視認性の良いもの（黄色を基本とする）を使用するようにします。また、道路管理者が代わる境界などについて連続性が確保できるように、関係者や市民と連携し整備を推進します。

◆維持管理時

通常の舗装の管理や樹木の剪定の他に、橋端部への柵の設置、剥がれた視覚障害者誘導用ブロックの補修など、まちあるきでの意見や通常の道路パトロールによる情報収集などにより改善します。

◆その他　～　市民の理解の向上

歩道上の車両の駐車、のぼり旗や看板の設置などが通行の障害になります。生活関連経路の沿道住民の理解と協力を得ながら、歩行の障害となる駐車などへの配慮、のぼり旗や看板などの整理を進めます。

7－3．建築物の整備方針

◆改修時

改修を行う時の最新の基準に基づいて整備を推進します。

◆維持管理時

特に道路と建築物の接続箇所については、可能な限り迅速に補修を行います。

◆その他

施設の改修が短期的に難しいこともあるため、職員教育の実施などにより、高齢者・障がい者へ適切な対応を行い、ソフト面でのバリアフリー化を推進します。

7-4．交通安全施設の整備方針

道路標識や横断歩道、信号機などについて市民の声を配慮して検討します。

7-5．心のバリアフリーに関する方針

高齢者、障がい者等が安心して生活するためには、施設整備だけではなく市民・事業者・行政機関が、理解し合い助け合うことができる社会の構築を必要とします。

そのため、関係者が連携し学びの場をつくり、市民・関係者が参加し、伊達市全体で行動につなげることができるように「心のバリアフリー」を推進します。

８. 実施すべき特定事業者※42等に関する事項

前述の課題を整理し、事業者へのヒアリング結果を基に、バリアフリー整備に関する事業を特定事業として位置付けます。それぞれの特定事業は、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化基準」「ガイドライン」に沿った整備を行うこととし、その内容は、基本構想策定後に事業実施者が各計画において具体的に検討します。

特定事業の目標年次は、以下の通り定めます。ただし、予算上の関係や関連事業との調整を受けて、事業が見込み通りに進まない事態も考えられますので、必要に応じて事業の内容や目標年次を見直します。

種別	考え方
短期	・ 計画策定から概ね 5 年以内に完成を目指す事業
中期	・ 計画策定から概ね 10 年以内に完成を目指す事業
長期	・ 事業の実施について今後検討していく事業（検討していくため事業計画は作成しません）

※42 特定事業者：特定事業（バリアフリー法第 2 条で定める 6 つの事業、公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）を実施する者

８－１．道路特定事業

施設名【管理者】 （丸数字は次頁の図の番号と対応）	整備内容	整備目標
①道道伊達紋別停車場線 （伊達紋別駅～中央通り線） 【北海道】	道路（車道、歩道）拡幅、バリアフリー化を行います	短期
②道道伊達紋別停車場線 （道道南黄金長和線～国道 37 号） 【北海道】	歩道のブロック舗装の劣化状況を確認しながらバリアフリー化の検討を行います	中期
③駅前 1 号線 【伊達市】	概ねバリアフリー化されており、一部の歩道未設置区間について歩道整備を行います	短期
④中央通り線 （道道南黄金長和線～山下町交差点） 【伊達市】	道路（車道、歩道）拡幅、バリアフリー化を行います	中期
⑤中央通り線 （山下町交差点～西通り線） 【伊達市】	道路（車道、歩道）拡幅、バリアフリー化を行います	中期
⑥西通り線 （中央通り線～西小路横線） 【伊達市】	バリアフリー化の検討を行います	長期
⑦西小路横線 【伊達市】	バリアフリー化の検討を行います	長期

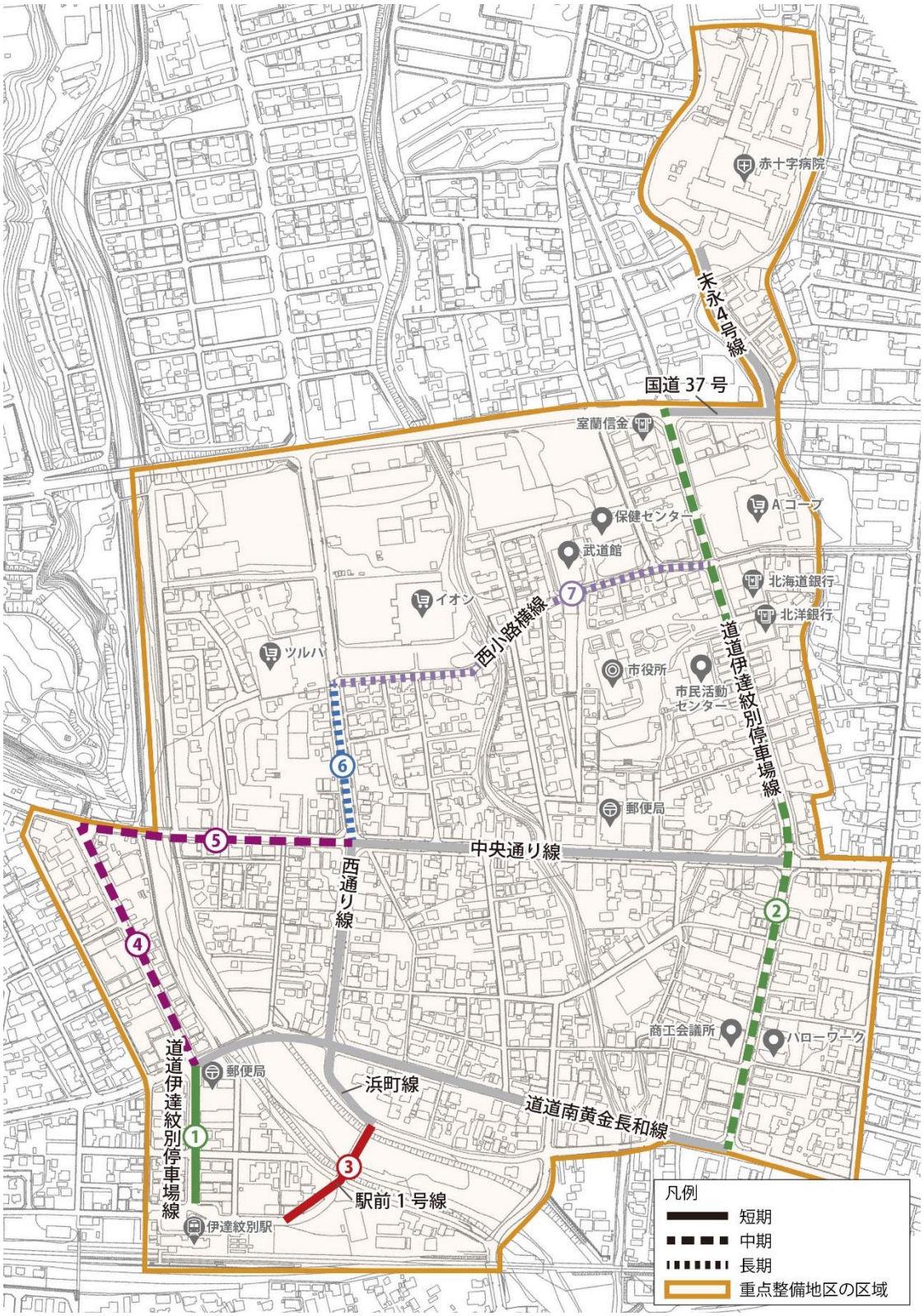

図　８-１　道路特定事業対象路線

８-２．建築物特定事業

施設名【管理者】	整備内容	整備目標
伊達市役所 【伊達市】	・ 正面玄関前階段の黄色のペイントを再塗装します ・ 正面玄関前の歩道と横断歩道の接続部の段差を解消します ・ 噴水付近の木の枝について、歩行の支障にならないように管理を行います	短期
	・ 大規模改修に合わせて障がい者等に対応したトイレに改修します ・ ベビーベッドの設置を検討します ・ 地下１階の多目的トイレの緊急用ボタンの位置の改善を検討します ・ 大規模改修時に窓の開き方について検討します（建物付近を歩行しても危険がないように） ・ 市役所庁舎と市民活動センターを結ぶ経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します ・ スロープの舗装の劣化に合わせて維持・管理、改修を検討します ・ 噴水付近の視覚障害者誘導用ブロックを道路までつなげる検討を行います	長期
伊達赤十字病院 【伊達赤十字病院】	・ 施設内道路を渡る箇所の白線については、専門業者からのアドバイスをもらいつつ、院内の予算と合わせて整備します	短期
	・ 多目的トイレについては、建物改修時に合わせて車イスでも充分なスペースを考慮したトイレを検討します ・ 駐車場から施設までの間に階段や段差があるため移動の障害になるので、建物改修時に合わせて駐車場及び歩道等の整備を行います	長期

８－３．交通安全特定事業

施設名	整備内容	整備目標
道路標識【北海道公安委員会】	・　市民の声に配慮して検討します	長期
横断歩道【北海道公安委員会】	・　市民の声に配慮して検討します	長期
信号機【北海道公安委員会】	・　市民の声に配慮して検討します	長期

９. バリアフリー化の推進に向けて

９-１．心のバリアフリー

バリアフリーのまちづくりを実現するためには、ハード面※43の施設整備だけではなく、市民一人ひとりが助け合う意識や環境を育む必要があります。このため、バリアフリーに関する啓発・広報活動・福祉教育などのソフト面の取り組みを通じて、また、社会への参加をしやすい環境づくりを目指して心のバリアフリーを推進します。心のバリアフリーの具体的な内容については、第２期伊達市障がい者計画「第４章　施策の展開」の記載内容を実施します。ここでは、特に心のバリアフリーに関係の深い「啓発・広報」「社会参加」について記載します。（法律名、部署名については最新のものに変更しています）

啓発・広報
１　啓発活動の推進 ① 広報紙、ホームページ等による啓発の推進 障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進します。<企画課 社会福祉課 関係各課> ② 「障害者週間※44」等を中心とした啓発事業の推進 ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、北海道や障がい者関係団体と連携した「障害者週間（毎年 12 月 3 日～9 日までの 1 週間）」等の啓発事業を推進します。<社会福祉課> ③ 当事者団体等による市民啓発活動への支援 障がい者への理解を深めるため、障がい者自身による障がい者の生活についての体験発表や、手話・点字の指導など、当事者や当事者団体による市民への働きかけや啓発活動などを支援するとともに、地域との交流活動等を支援します。<社会福祉課>

※43 ハード面：施設や設備、機器、道具といった形ある要素

※44 障害者週間：国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法において定められた 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間

④ 事業所への啓発活動の充実

障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業所への啓発に努めるとともに、ジョブコーチ※45による支援、トライアル雇用※46など障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。<社会福祉課 商工観光課>

⑤ 相談支援の啓発・推進

総合相談や情報提供などを行う伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」の利用促進のため、市の広報紙、ホームページ等により周知啓発を図ります。<社会福祉課>

⑥ ユニバーサルデザインの啓発・推進

様々な人に配慮するユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。<社会福祉課 関係各課>

⑦ バリアフリー法の啓発・推進

バリアフリー法等に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう指導、助言等を行い、バリアフリー化を推進します。<都市住宅課>

⑧ 生涯学習※47に関する情報提供の充実

様々な学習や活動への参加を促進するため、ホームページ等による情報提供の充実を図ります。<生涯学習課>

⑨ 選挙制度の広報・啓発の推進

障がい者が投票しやすい環境づくりのため、期日前投票及び郵便投票など法令に基づく制度の周知、選挙制度に関する情報提供の充実を図ります。また、視覚障がい者には音声による選挙期間や候補者の周知などを行い、点字投票にも対応していきます。

<選挙管理委員会>

2 地域活動の推進

① 地域支え合いシステムの推進

地域で自立した生活を送るため、地域の人々と関係者の協働による支え合い活動の実施に向けた体制づくりを推進します。<社会福祉課>

② 地域活動の推進

地域活動や行事への参加による交流を推進します。<社会福祉課>

※45 ジョブコーチ：障がい者が、一般の職場においても仕事ができるよう就労支援をする専門職

※46 トライアル雇用：企業が労働者を試験的に雇用し、双方が適正や職場環境について相互に確認した上で常用雇用に移行する制度

※47 生涯学習：人々が生涯にわたり、主体的に続ける学習活動

③ NPO[※48]法人等民間団体との活動促進

地域における障がい者の自立支援サービスの充実のため、社会福祉法人、NPO 法人、民間団体等の活動を促進します。<社会福祉課 関係各課>

④ 障がい者の交流促進

障がい者の交流を促進し、相互の理解や情報の交換、特技や趣味を生かした活動等を支援します。<社会福祉課>

⑤ 関係機関との連携強化

障がい者への援助について、保健所や医療機関、関連施設との連携を強化して、対応の充実を図ります。<社会福祉課>

社会参加

1　本人活動、余暇活動の充実

① 各種講座の充実と参加の促進

障がい者のニーズに応じた講座の開催や障がいがあっても参加できる講座の企画など、講座の充実と障がい者の参加を促進します。<生涯学習課>

② 障がいがあっても参加できる事業の推進

障がい者も参加できる文化活動事業・スポーツ振興事業を関係団体とともに推進します。<生涯学習課>

③ 障がい者のスポーツ交流の促進

障がい者がスポーツを通して交流が図られるよう大会等への参加促進を図ります。<社会福祉課>

④ バリアフリーの推進

バリアフリーに関する意識の啓発を図り、市内の公共施設ですべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めていくよう働きかけます。

今後も「ともに支え合い助け合う人にやさしいまち」、「心のバリアフリー」を目指すまちづくりを推進します。<社会福祉課>

また、障がい者の投票を促進するため、投票所の段差の解消や一部投票所においては、マット等を敷いて土足対応し、投票しやすい環境づくりを推進します。<選挙管理委員会>

[※48] NPO：営利を目的とせず、行政から独立して公益的な活動を行う民間団体（NPO 法人とは、特定非営利活動促進法により法人格を取得した NPO のこと）

９－２．段階的で継続的な発展のために

バリアフリー化を進めるためには、具体的な取り組みについて検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ（段階的・継続的な発展）」の仕組みづくりが重要となります。また、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応したバリアフリーの推進にあたっては、行政や事業者だけでなく、市民と連携した取り組みが必要となります。

こうしたことから、今後、本構想の実現に向けては、P（計画の策定）D（実施）C（検証）A（改善）のサイクルを繰り返し、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組みます。

伊達市では、目標年次である 2022 年度を目途に構想や事業の進捗状況・成果に関する評価を行い、構想実現に向けた課題を整理するとともに、検証結果に応じて構想や事業内容を見直して次期計画を検討します。

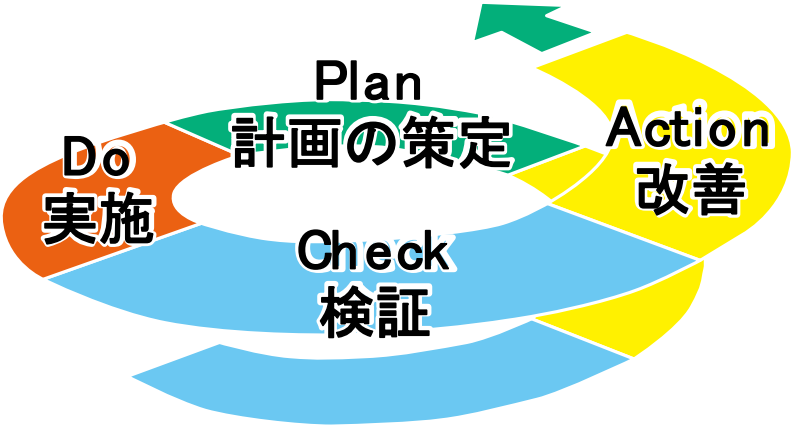

図 ９-１　PDCA サイクル※49によるスパイラルアップ

※49 PDCA サイクル：計画の策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－改善（Action）の４段階を繰り返すこと、計画・事業の進行管理を適切に行う仕組み

参考資料

① 基本構想策定の経緯

委員委嘱状交付式 第 1 回協議会	平成 29 年 8 月 4 日（金）18:00 ・バリアフリー基本構想について ・伊達市の状況について ・まちあるきについて ・今後の進め方について
第 2 回協議会 （まちあるき）	平成 29 年 9 月 8 日（金）13:30 ・第 1 回協議会のふりかえり ・まちあるきの説明 ・まちあるきの実施 ・車いすなどの体験 ・グループ内でまちあるき結果の共有
第 3 回協議会	平成 29 年 11 月 17 日（金）18:00 ・第 2 回協議会（まちあるき）のおさらい ・バリアフリー基本構想の方向性について
第 4 回協議会	平成 30 年 2 月 19 日（月）18:00 ・バリアフリー基本構想の素案について
第 5 回協議会	平成 30 年 4 月 20 日（金）18:00 ・バリアフリー基本構想の原案について
経営会議※50	平成 30 年 10 月 29 日（月）
パブリックコメント※51	平成 30 年 11 月 7 日（水）～平成 30 年 12 月 6 日（水）
第 6 回協議会	平成 30 年 12 月 11 日（火）18:30 ・バリアフリー基本構想の策定について

※50 経営会議：市政の基本方針や重要施策を審議する市役所内部で行われる会議
※51 パブリックコメント：行政の重要な政策や制度を決定する前に広く市民の意見を募り、その意見を意志決定に反映させることを目的とした制度

② 伊達市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

○伊達市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

平成 29 年６月９日

伊達市訓令第 19 号

（設置）

第１条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 25 条第１項の規定に基づく伊達市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、法第 26 条第１項の規定に基づき、伊達市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に挙げる事項を所掌する。

(1)　基本構想の策定に関すること。

(2)　基本構想におけるバリアフリー特定事業に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項。

（組織）

第３条　協議会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　公共交通事業等に従事する者

(3)　道路管理者

(4)　公安委員会の職員

(5)　社会教育団体に属する者

(6)　市民団体等の活動に従事する者

(7)　経済団体等の活動に従事する者

(8)　行政機関等の職員

(9)　公募による市民

(10)　その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１名を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、建設部建設課において処理する。

（委任）

第９条　この訓令に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成 29 年６月９日から施行する。

（会議の招集の特例）

2　この訓令の施行の日以後最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

③ 協議会委員名簿

所属	団体・機関名	役職	氏　名
学識 経験者	国立大学法人 室蘭工業大学 大学院工学研究科くらし環境系領域	准教授	◎　有　村　幹　治
行政機関	北海道運輸局 交通政策部 消費者行政･情報課	課長	矢　萩　　均
	北海道開発局 室蘭開発建設部 室蘭道路事務所	所長	古　谷　浩　幸
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 洞爺出張所	所長	山　本　文　昭
	伊達市建設部	部長	難　波　賢　二
	伊達市健康福祉部	部長	紺　野　哲　也
	伊達市企画財政部	部長	大　矢　　悟
	伊達市教育部	部長	金　子　達　也
公安 委員会	北海道警察札幌方面 伊達警察署 交通課	課長	桒　原　　保
社会教育 団体	伊達市 PTA 連合会	副会長	笹　木　　圭
市民団体	伊達市連合自治会協議会	会長	渡　邉　源　之
	伊達市社会福祉協議会	常務理事	○　椎　名　保　彦
	伊達身体障がい者福祉協会	会長	木　村　正　裕
経済団体	伊達商工会議所　産業振興委員会	副委員長	大和田　康　夫
公共交通	北海道旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 駅業務部	課長	杉　森　光　弘
	道南バス株式会社 営業部 営業担当	次長	高　本　克　彦
	胆振西部ハイヤー協同組合	事務局長	船　田　辰　雄
公募委員	京王幼稚園	教頭	小　倉　節　子
	福祉ボランティア		出　口　美　香
	均整きぃとす　理学療法士		島　川　弘　美

◎ 会長、○ 副会長

伊達市バリアフリー基本構想

発行　平成３０年１２月
編集　伊達市建設部建設課
〒052-0024
北海道伊達市鹿島町２０番地１
ＴＥＬ（０１４２）２３－３３３１
ＦＡＸ（０１４２）２２－６１３２
ＵＲＬ　http://www.city.date.hokkaido.jp/

＝カラーユニバーサルデザインに配慮して作成しています＝